

市町村の事務処理を支援している  
その他の仕組みについて

# 市町村の事務処理を支援しているその他の仕組みについて

- 市町村の事務処理に関しては、都道府県による補完等（資料2）に加え、以下のような仕組みも市町村に対する支援に関わるものと考えられる。

## (1) 民間との関係

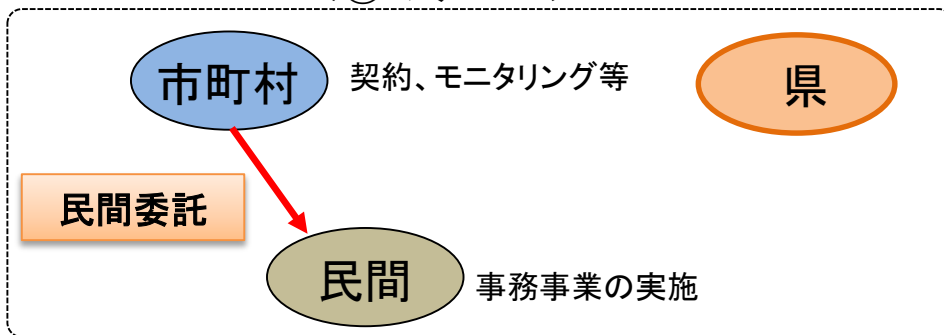
- ・ 市町村においては、その事務事業を自ら実施するのに加え、民間事業者等に委託する仕組みが広く用いられてきた。とくに近年は、いわゆるニュー・パブリック・マネジメントに沿った制度改革（指定管理者制度、PFI制度等）もあり、民間委託が量的・質的に拡大している。

（事例）

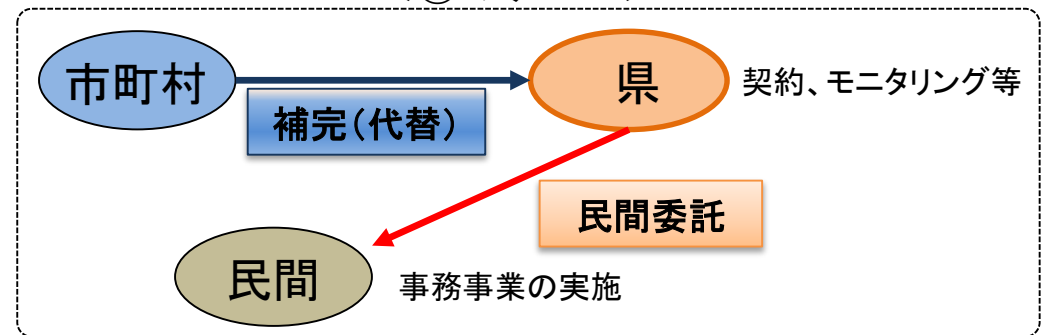
- ・ 市町村が橋梁長寿命化修繕計画の策定を民間事業者に委託
- ・ 県・市が設立した建設技術公社への設計・施工管理の委託（高知県）
- ・ こうした民間委託と都道府県による補完等の関係については、
  - ① 小規模市町村において、自ら処理できない高度な事務事業を民間委託することができれば、都道府県が当該事務事業の実施を代替するニーズは低くなると考えられる一方、
  - ② 事務事業の実施を民間委託するのに加え、民間委託に関する手続き（民間事業者等との契約やモニタリング等）も市町村が自ら行わず、都道府県に委ねることが効果的・効率的であるときには、都道府県が当該手続きを代替するニーズが増すことも考えられる。

## 民間委託と都道府県による補完等の関係

<①のケース>



<②のケース>



# 複数自治体の共同による民間委託

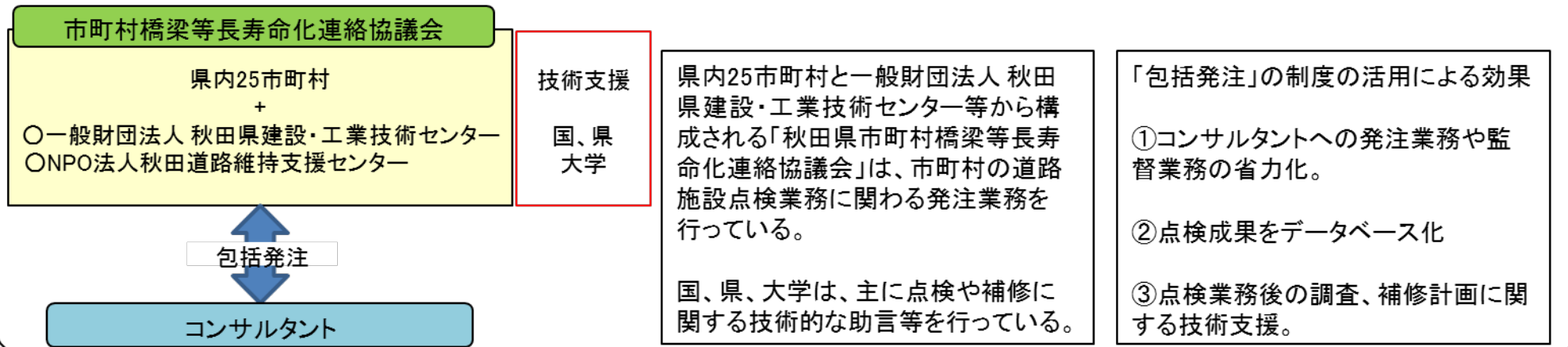
- 市町村や都道府県の枠を超えて共同して行う民間委託事例。特に市町村の人手不足や事業規模が不足することに伴う受託事業者の確保困難を防止することに効果。
- 市町村相互の連携のほか、都道府県が複数市町村の代替で委託契約を束ねる事例等あり。

## 〈秋田県内市町村の取組事例：市町村橋梁等点検業務の包括発注〉

### 【取組】

平成25年6月、「市町村橋梁等長寿命化連絡協議会」を設立し、平成26年度から、各市町村の道路施設点検を集約して発注する「包括発注」を実施している。この取り組みは、技術職員が不足するなどの課題を抱えている市町村が、道路施設のメンテナンスサイクル(点検、診断、措置、記録)を適切に回していくための取り組みである。

平成26年度	平成27年度	平成28年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加4市町村</li> <li>○定期点検：道路橋192橋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加22市町村</li> <li>○定期点検：道路橋1,076橋、道路トンネル4本</li> <li>○その他点検：道路法面・土工構造物点検90箇所、道路付属物点検352基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加22市町村</li> <li>○定期点検：道路橋1,563橋 (内 跨線橋17橋、高速道路を跨ぐ橋梁3橋) 道路トンネル4本、シェッド・シェルター10基</li> <li>○その他点検(道路法面・土工構造物点検27箇所、道路付属物点検24基)</li> </ul> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px; color: red;">鉄道および高速道路事業者に関わる協定等の手続きも合わせて包括的に実施</p>



# 指定管理者制度の概要

## 公の施設の指定管理者制度について

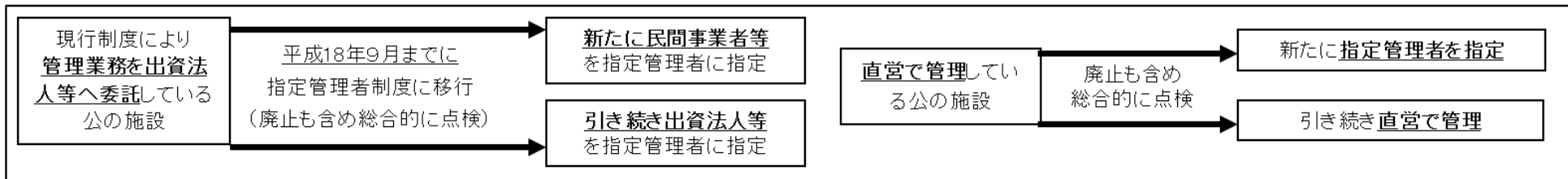
### ○地方自治法改正前<管理委託制度>

地方公共団体の管理権限の下で、管理業務を地方公共団体の出資法人等に委託  
→民間事業者等は対象外

### ○改正後<指定管理者制度>

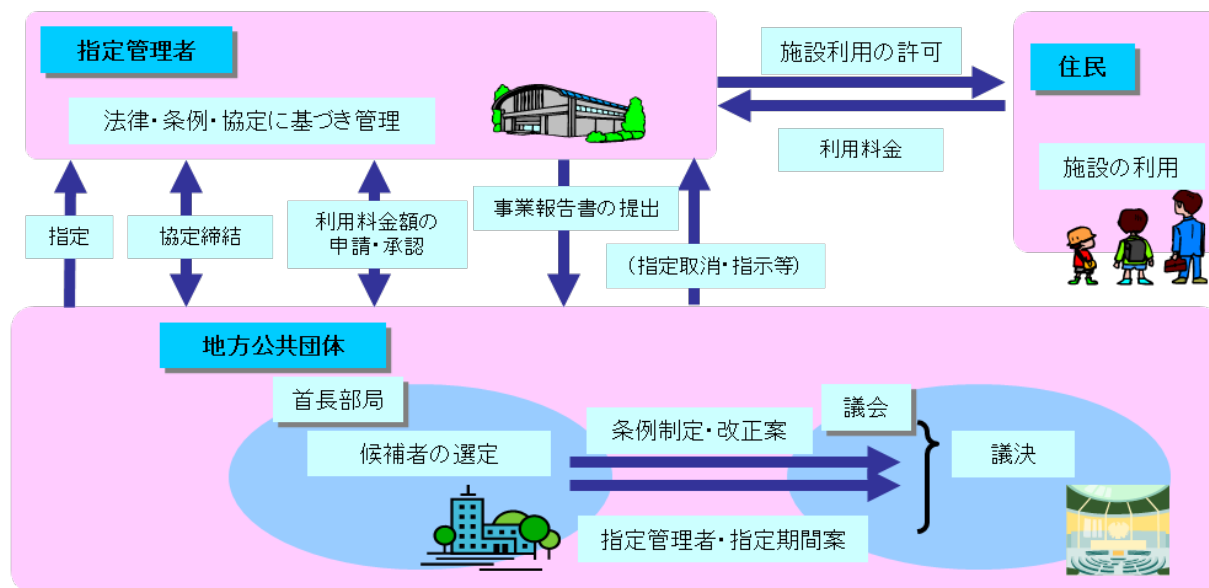
平成15年9月2日～

「指定管理者」(地方公共団体が指定)が管理(管理主体に特段の制約なし)  
→民間事業者等の参入可能



## 指定管理者制度のイメージ

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応していくことを目的としており、その運用に関しては、制度を適用するか否かも含め、広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっている。



# 市町村の事務処理を支援しているその他の仕組みについて

## (2) 財源措置との関係

- ・ 地方公共団体に法令で義務付けられている事務(主として【A】及び【B】の事務)については、地方自治法及び地方財政法において、国は、財源について必要な措置を講じることとされている。
  - ・ このように、【A】及び【B】の事務については、事務と財源措置とに牽連性があることから、役割分担の変更の際に、これに応じた財源措置を的確に講ずる上でも、権限行使を行う主体を法的に明確に移動させる手法がなじみやすいものと考えられる。
- ※ 都道府県条例による事務処理特例についても、地方財政法において、都道府県が市町村に対し財源について必要な措置を講じることとされている。事務を移す際には見合いの財源も移す必要があり、事務の範囲を根拠法令により明確化しやすく、事務と財源措置とに牽連性を有する、【A】及び【B】の事務について多く用いられている。

- ・ 一方、【D】の事務については、役割分担に定めがないことに加え、事務と財源措置とに牽連性がなく、市町村から都道府県へ事務を移す際に必ずしも財源を移す必要がないことから、都道府県と市町村の役割分担や費用分担を明確化しない協働的な手法がなじみやすいものと考えられる。
- ・ 他方、市町村から都道府県へ事務を移す際の費用分担が不明確であることは、都道府県が協働を越えて抜本的な補完に乗り出すことを躊躇させる一因となっているものとも考えられる。